

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

◆ 特集 I ◆ ◆ ◆ ◆

「座りすぎ」の健康リスク低減へ  
環境整備し、ブレイク、を意識付け  
明治安田厚生事業団

◆ 特集 II ◆ ◆ ◆ ◆

転倒防止へ「安全基本行動集」  
改善活動実施し安全な通路に  
JFEスチール東日本製鉄所（京浜地区）

◆ ニュース ◆ ◆ ◆ ◆

ばく露の程度から判断  
厚労省 リスクアセス健診に指針

労働災害動画 配信はじめました！

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」  
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



No.2435

10

1日号

2023



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 福岡会  
社会保険労務士法人 豊永経営労務事務所

代表社員 豊永 健雄

第357回

会社近くの店舗トイレに行く途中に転倒

### ■ 災害のあらまし ■

電気工事業の事務の女性A（33歳）が「会社のトイレは暗いし、和式は使ったことがないし、男女兼用なので使いたくない」という理由で会社近くのコンビニを毎回利用していたが、ある日、コンビニに行く途中に車道と歩道の段差で転んで、右手首を骨折した。

### ■ 判断 ■

女性Aの負傷は、私的行為によるものであり、**業務外**と判断された。

### ■ 解説 ■

ご承知のとおり、業務上と認められるためには業務起因性が認められなければならない。業務遂行性が認められなければならない。業務遂行性は3つの類型に分けることができ、そのうちの一つに事業主の支配・管理下で業務に従事している場合があり、作業中の用便、飲水などの生理的行為は、担当業務を行ううえで必要な行為、すなわち業務に附随する行為として取り扱われるため、一般的にはトイレに行く途中のケガは業務遂行性が認められるとされるが、今回のケースでどこに業務遂行性が認められなかったのか、所轄労働基準監督署の見解を含め解説する。

補足として会社の状況を説明すると、ケガをした女性Aを含め社員全員で6人（うち男性5人）で、トイレは和式が1つしかなく、窓がないことから採光もない。女性Aは入社した日に「和式トイレは使ったことがない」と言ったため、会社はホームセンターで簡易式の洋式便座を購入して取り付けたが、女性は使用しなかった。

申請するまでもなく「労災になるわけが

ない」と言い切れるケースかもしれないが、ポイントの1つ目は、会社の敷地外でケガをしたことが挙げられる。会社の敷地外＝事業主の支配下にはないという点だ。

2つ目は、会社の敷地内でなくても合理的な理由があれば、業務遂行性が認められる事例はあるが、トイレが故障中や断水などで使えなかったわけではなかった点である。なお、ここで言う合理的な理由とは、そうせざるを得ない状況を指す。

3つ目は、果たしてトイレに行く途中でケガをしたのか、私的な買い物をするついでにトイレに行こうとしたのか判断できない点だ。しかし、今回、早歩きでコンビニに向かっていったため車道と歩道の段差につまずいたことによるケガであり、左手にカバンを持っていたことで転んだ際に左手が出せず、とっさ空いていた右手で体を支えようとした際のケガであったことを強調し、「急いでコンビニに行く理由としては生理的な用便だと考えることができるのではないか？」と労基署担当者に食い下がったが、急いでいた状況から用便だと推察できないこともないが、用便と同様に飲水などの生理的的行為も業務に附随する行為として一般的に業務遂行性が認められるとされる例を持ち出され、「急ぐ・急がないは別として、会社にお茶やコーヒーがあるにもかかわらず、ジュースしか飲みたくない(私的な理由)従業員が業務中にジュースをわざわざ会社敷地外に購入しに行く行為まで業務に附随する行為として認めるには無理がないか？」と言われ、返す言葉が見つからなかった。

なお、他の労基署に参考までに意見を聞いたところ、「会社敷地内に使える状態のトイレがあっても、敷地外のトイレへ行くことを会社が認めていれば労災が認められ



てもおかしくはない」との回答だった。改めて労災の適用は所轄労基署長が判断するものであることを感じさせられた。しかし、トイレに行きたい従業員に会社敷地外とはいえ、「トイレに行ってはダメ」と認めない会社が存在するのだろうかと考え、この回答にも多少の疑問は残る。

今回のケースを教訓に同様のケガを防ぐ労務管理上のポイントとしては、少し本題からは外れていると思われるかもしれないが、「トイレは用が足せばいい」と受け止めず、清潔で明るいトイレの整備の必要性を会社は認識すべきだろうと思われる。ちなみに、労働安全衛生規則第628条第1項には「便所、に関する規定があり、そこには「男性用と女性用に区別すること」とある。ただし、同628条の2には「独立個室型の便所の特例、として、同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は、男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所を設けることで足りるものとする、という規定がある。だが、会社はトイレの設置にも注意を払う必要があることを認識いただきたい。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)